

秋田市大森山動物園冷菓自動販売機設置事業者募集要項

秋田市では、冷菓自動販売機を秋田市大森山動物園に設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集する。

これは、設置事業者を競争入札により決定し、庁舎の自動販売機設置場所の貸付契約を締結するもので、これにより市有財産の有効活用を行い、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るものである。

1 入札物件

施設名称 秋田市大森山動物園

所在地 秋田市浜田字潟端154番地

物件 番号	貸付場所	台数	貸付 面積	予定価格(年額・税抜) ※最低落札価格
1	ミルヴェ館入口前	1台	1.21㎡程度	60,000円

2 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

(2) 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 貸付料等

ア 貸付料

秋田市が設定する予定価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料とする。

貸付料は別途発行する納入通知書により、各年度毎に指定期日までに納入すること。なお、既に納付した貸付料は返還しない。

イ 必要経費等

自動販売機の設置等、維持管理、撤去に必要とする経費は設置事業者の負担とする。電気料は設置事業者が子メーターを設置（計量法第16条を遵守すること）のうえ、市が計測し月毎に別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

ウ 延滞金

納入通知書の指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年利3%の遅延損害金を加算して支払うこと。

(4) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

- ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は、転貸してはならない。
- ウ 販売品目は冷菓類とし、販売価格はメーカー希望小売価格以下とする。
- エ 自動販売機の故障、問い合わせおよびに苦情については設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

(5) 維持管理責任

自動販売機の維持管理については、「秋田市大森山動物園自動販売機の規格および遵守事項等」を遵守するとともに、常に商品の賞味期限に注意し、土日祝日前に補充する等、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除された場合は、指定期日までに原状回復すること。

3 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、秋田市財務規則、その他関係法令の定めるところによる。
- (2) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は返却しない。
- (4) 自動販売機の規格、条件等については、別添「秋田市大森山動物園冷菓自動販売機の規格および遵守事項等」を確認すること。
- (5) 募集に関する問い合わせ先

秋田市観光文化スポーツ部大森山動物園総務担当

住 所 秋田市浜田字潟端154番地

電 話 018-828-5508

F A X 018-828-5509